

意見提出者	個人
1. 項目	児童ポルノブロッキングによる ISP 利用料高額化・通信障害
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	<p>2010年7月、内閣は児童ポルノ配布サイトへのアクセスに対して、ISPによるブロッキングの自主的導入の促進を行うことを決定した。名目こそ「自主的」となっているものの、行政の監督権が強い国家制度上、これは強制に等しい。</p> <p>ブロッキングには専用のシステムを導入する必要がある。導入に多額の費用がかかる上に、通信内容の解析や操作のを行うため、通信品質を低下させることは業界団体の調査により明らかとなっている。児童ポルノとは一切関係がない、正当なウェブサイトへのアクセスすらも阻害されることもあるとされる。(出典：児童ポルノ流通防止協議会「ブロッキングに関する報告書」2010年3月。安心ネットづくり促進協議会「児童ポルノ対策作業部会 最終報告書」「ISP 技術者サブワーキング報告書」2010年6月8日。)</p> <p>ISPは民間営利企業である以上、ブロッキング費用は利用者から徴収するほかに、利用料金の高額化は避けられない。その上で品質低下、通信障害、表現の自由の侵害、通信の秘密の侵害、およびプライバシーの侵害が起こるため、利用者には不利益しかない。</p> <p>これでは、通信が阻害されている場合は当然ながら、それだけでなくとも安心してインターネットを活用することができない。</p>
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	犯罪対策閣僚会議決定 児童ポルノ排除総合対策
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	ブロッキングの促進を撤回すべき。